

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律（案） 新旧対照条文目次

- 関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）（第一条関係） 1
- 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）（第二条関係） 4
- 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）（附則第二項関係） 17

○ 関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（少額輸入貨物に対する簡易税率）

（少額輸入貨物に対する簡易税率）

第三条の三 第三条（課税標準及び税率）の場合において、次条から第四条の九までの規定により算出される輸入貨物の課税標準となる価格（数量を課税標準として関税を課する貨物（以下「従量税品」という。）にあつては、これらの規定に準じて算出した価格をいうものとする。第六条第一項及び第二項、第九条第一項第一号、第四項第一号及び第八項第一号、第十一条並びに第十四条第十八号において同じ。）の合計額が二十万円以下の輸入貨物（本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は前条第一項の政令で定めるところにより別送して輸入する貨物を除く。以下この項において同じ。）に対する関税の率は、関税に関する他の法律の規定にかかわらず、別表の付表第二による。ただし、当該輸入貨物を輸入しようとする者（当該輸入貨物が郵便物である場合にあつては、当該郵便物の名宛人）が当該輸入貨物の全部について同表によることを希望しない旨を税関に申し出たときは、この限りでない。

第三条の三 第三条（課税標準及び税率）の場合において、次条から第四条の九までの規定により算出される輸入貨物の課税標準となる価格（数量を課税標準として関税を課する貨物（以下「従量税品」という。）にあつては、これらの規定に準じて算出した価格をいうものとする。第六条第一項及び第二項、第九条第一項第一号、第四項第一号及び第八項第一号、第十一条並びに第十四条第十八号において同じ。）の合計額が十万円以下の輸入貨物（本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は前条第一項の政令で定めるところにより別送して輸入する貨物を除く。以下この項において同じ。）に対する関税の率は、関税に関する他の法律の規定にかかわらず、別表の付表第二による。ただし、当該輸入貨物を輸入しようとする者（当該輸入貨物が郵便物である場合にあつては、当該郵便物の名宛人）が当該輸入貨物の全部について同表によることを希望しない旨を税関に申し出たときは、この限りでない。

2 (省 略)

2 同 上

別表 関税率表（第三条、第六条、第七条、第八条、第九条、第九条の二、第二十条の二関係）

別表 関税率表（第三条、第六条、第七条、第八条、第九条、第九条の二、第二十条の二関係）

番 号	品 名	税 率
〇四〇二・一〇	粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・	

番 号	品 名	税 率
〇四〇二・一〇	粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・	

五%以下のものに限る。

一 (省 略)

二 その他のもの

(一) 小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、特別支援学校若しくは幼稚園の児童、生徒若しくは幼児、政令で定める児童福祉施設の児童又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の三第九項、第十項若しくは第十二項に規定する事業による保育を受ける児童の給食の用に供されるもの（以下この項において「学校等給食用のもの」という。）及び配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使

五%以下のものに限る。

一 同 上

二 その他のもの

(一) 小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、特別支援学校若しくは幼稚園の児童、生徒若しくは幼児又は政令で定める児童福祉施設の児童の給食の用に供されるもの（以下この項において「学校等給食用のもの」という。）及び配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのもの（以下この項において「飼料用のもの」という。）

一キログラムにつき四六六円

	<p>(二) (省略)</p> <p>用するためのもの（以下この項において「飼料用のもの」という。）</p>	<p>一キログラムにつき四六六円</p>
	<p>(二) 同上</p>	

改 正 案	現 行
<p>（暫定税率）</p> <p>第二条 別表第一に掲げる物品で平成二十七年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める税率とする。</p> <p>2 別表第一の三に掲げる物品で平成二十七年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率とする。</p> <p>（航空機部分品等の免税）</p> <p>第四条 次に掲げる物品のうち、本邦において製作することが困難と認められるもので政令で定めるものについては、平成二十九年三月三十一日までに輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、その関税を免除する。</p> <p>一、四 （省 略）</p> <p>（輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税）</p> <p>第七条の三 平成七年度から平成二十六年までの各年度において、別表第一の六に掲げる物品について、当該年度中のこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（以下この条及び別表第一の六において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、当該各項に掲げる物品のうちその超えることとなった月の翌々月の初日（以下この条において「発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、関税定率法第三条（課税標準及び税率</p>	<p>（暫定税率）</p> <p>第二条 別表第一に掲げる物品で平成二十六年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める税率とする。</p> <p>2 別表第一の三に掲げる物品で平成二十六年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率とする。</p> <p>（航空機部分品等の免税）</p> <p>第四条 次に掲げる物品のうち、本邦において製作することが困難と認められるもので政令で定めるものについては、平成二十六年三月三十一日までに輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、その関税を免除する。</p> <p>一、四 同 上</p> <p>（輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税）</p> <p>第七条の三 平成七年度から平成二十五年までの各年度において、別表第一の六に掲げる物品について、当該年度中のこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（以下この条及び別表第一の六において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、当該各項に掲げる物品のうちその超えることとなった月の翌々月の初日（以下この条において「発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、関税定率法第三条（課税標準及び税率</p>

（の規定又は第二条若しくは第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、同法別表に定める税率（別表第一の三に掲げる物品にあつては、同表に定める税率。以下この項において同じ。）及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第三十八表の日本国の譲許表に定める税率（第七条の七及び第八条の二において「協定税率」という。）のうちいずれか低いもの（関税についての条約の特別の規定及び同法第五条（便益関税）の規定による便益を受けない国（その一部である地域を含む。）の生産物で輸入されるものにあつては、同法別表に定める税率。以下この条及び次条において「通常の関税率」という。）に、別表第一の六に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率を加算した税率とする。

2～7 (省 略)

（課税価格が発動基準価格を下回つた場合の特別緊急関税）
第七条の四 平成七年度から平成二十六年までの各年度において、別表第一の七に掲げる物品のうち、課税価格（数量を課税標準として関税を課する物品にあつては、関税率法第四条から第四条の九までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。）が発動基準価格（昭和六十一年から昭和六十三年における当該物品の課税価格の加重平均価格又はこれにより難い場合には政令で定めるところにより算出される価格として財務大臣が告示する価格をいう。以下この条及び別表第一の七において同じ。）を下回るものに課する関税の額は、関税率法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条若しくは第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、通常の関税率により算出した関税の額に相当する額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出した額を加算した額とする。

（の規定又は第二条若しくは第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、同法別表に定める税率（別表第一の三に掲げる物品にあつては、同表に定める税率。以下この項において同じ。）及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第三十八表の日本国の譲許表に定める税率（第八条の八及び第九条の二において「協定税率」という。）のうちいずれか低いもの（関税についての条約の特別の規定及び同法第五条（便益関税）の規定による便益を受けない国（その一部である地域を含む。）の生産物で輸入されるものにあつては、同法別表に定める税率。以下この条及び次条において「通常の関税率」という。）に、別表第一の六に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率を加算した税率とする。

2～7 同上

（課税価格が発動基準価格を下回つた場合の特別緊急関税）
第七条の四 平成七年度から平成二十五年までの各年度において、別表第一の七に掲げる物品のうち、課税価格（数量を課税標準として関税を課する物品にあつては、関税率法第四条から第四条の九までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。）が発動基準価格（昭和六十一年から昭和六十三年における当該物品の課税価格の加重平均価格又はこれにより難い場合には政令で定めるところにより算出される価格として財務大臣が告示する価格をいう。以下この条及び別表第一の七において同じ。）を下回るものに課する関税の額は、関税率法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条若しくは第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、通常の関税率により算出した関税の額に相当する額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出した額を加算した額とする。

一～四 (省略)
2及び3 (省略)

(生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置)

第七条の五 平成七年度から平成二十六年まで各年度において、関稅定率法別表第〇二・〇一項に掲げる牛の肉(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)(以下この条において「生鮮等牛肉」という。)(又は同表第〇二・〇二項に掲げる牛の肉(冷凍したものに限る。)(以下この条において「冷凍牛肉」という。))について、それぞれ次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生鮮等牛肉又は冷凍牛肉のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する関稅の率は、第二条又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、同表に定める稅率とする。

一 当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入數量(第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入數量を除く。以下この条において同じ。)(が、当該年度の前年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入數量(平成二十六年)においては、当該數量が平成十四年度及び平成十五年における各年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入數量を合計したものの二分の一に相当する數量を下回る場合には、当該二分の一に相当する數量とする。)(に百分の百十七を乗じて得た數量としてあらかじめ財務大臣が告示する數量を超えた場合、その超えることとなつた月の属する四半期の翌四半期の初日(その超えることとなつた月が六月、九月又は十二月であるときは、当該超えることとなつた月の翌々の初日。第三項において「第一号に係る発動日」という。))から当該

一～四 同上
2及び3 同上

(生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置)

第七条の五 平成七年度から平成二十五年まで各年度において、関稅定率法別表第〇二・〇一項に掲げる牛の肉(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)(以下この条において「生鮮等牛肉」という。)(又は同表第〇二・〇二項に掲げる牛の肉(冷凍したものに限る。)(以下この条において「冷凍牛肉」という。))について、それぞれ次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生鮮等牛肉又は冷凍牛肉のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する関稅の率は、第二条又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、同表に定める稅率とする。

一 当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入數量(第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入數量を除く。以下この条において同じ。)(が、当該年度の前年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入數量(平成二十五年)においては、当該數量が平成十四年度及び平成十五年における各年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入數量を合計したものの二分の一に相当する數量を下回る場合には、当該二分の一に相当する數量とする。)(に百分の百十七を乗じて得た數量としてあらかじめ財務大臣が告示する數量を超えた場合、その超えることとなつた月の属する四半期の翌四半期の初日(その超えることとなつた月が六月、九月又は十二月であるときは、当該超えることとなつた月の翌々の初日。第三項において「第一号に係る発動日」という。))から当該

年度の末日まで。

二 当該年度中の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が、当該年度の前年度における生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（平成二十六年）度においては、当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。）に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合 当該年度の翌年度の初日（その超えることとなった月が三月であるときは、同年度の五月一日。第三項において「第二号に係る発動日」という。）から同年度の第一四半期の末日まで。

2及び3 （省 略）

（生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置）

第七条の六 平成七年度から平成二十六年までの各年度において、関税率法別表第一〇三・九二号に掲げる豚（生きているものに限る。）（以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「生きている豚」という。）並びに同法別表第二〇三・一一号の二、第二〇三・一二号の二、第二〇三・一九号の二、第二〇三・二二号の二、第二〇三・二二号の二及び第二〇三・二九号の二に掲げる豚の肉、同表第二〇六・三〇号の二の（二）及び第二〇六・四九号の二の（二）に掲げる豚のくず肉、同表第二〇一〇・一一号、第二〇二一〇・一二号、第二〇二一〇・一九号及び第二〇二一〇・九九号の一に掲げる豚のくず肉等並びに同表第一六〇二・四一号の一、第一六〇二・四二号の一及び第一六〇二・四九号の二の（一）に掲げるハム及びベーコン等（以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「豚肉等」という。）について、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生きている豚及び豚肉等のうち当該各

年度の末日まで。

二 当該年度中の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が、当該年度の前年度における生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（平成二十五年）度においては、当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。）に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合 当該年度の翌年度の初日（その超えることとなった月が三月であるときは、同年度の五月一日。第三項において「第二号に係る発動日」という。）から同年度の第一四半期の末日まで。

2及び3 同 上

（生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置）

第七条の六 平成七年度から平成二十五年までの各年度において、関税率法別表第一〇三・九二号に掲げる豚（生きているものに限る。）（以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「生きている豚」という。）並びに同法別表第二〇三・一一号の二、第二〇三・一二号の二、第二〇三・一九号の二、第二〇三・二二号の二、第二〇三・二二号の二及び第二〇三・二九号の二に掲げる豚の肉、同表第二〇六・三〇号の二の（二）及び第二〇六・四九号の二の（二）に掲げる豚のくず肉、同表第二〇一〇・一一号、第二〇二一〇・一二号、第二〇二一〇・一九号及び第二〇二一〇・九九号の一に掲げる豚のくず肉等並びに同表第一六〇二・四一号の一、第一六〇二・四二号の一及び第一六〇二・四九号の二の（一）に掲げるハム及びベーコン等（以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「豚肉等」という。）について、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生きている豚及び豚肉等のうち当該各

号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第八条の二第一項又は第三項の規定にかかわらず、別表第一の三第〇一〇三・九二号の(1)中「同表第一項第一号」とあるのは「同表第一項第二号」と、同表第〇二〇三・一一号の二の(1)中「同表第二項第一号」とあるのは「同表第二項第二号」と、同表第〇二〇三・一二号の二の(1)中「同表第三項第一号」とあるのは「同表第三項第二号」と、同表第〇二一〇・一一号の(1)中「同表第四項第一号」とあるのは「同表第四項第二号」と読み替えて適用する同表に定める税率とする。

一及び二 (省略)

2 平成七年度から平成二十六年までの各年度において、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（以下この条において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、生きている豚及び豚肉等のうちその超えることとなった月の翌々月の初日（以下この条において「第二項に係る発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、別表第一の八に定める税率とする。

3 6 (省略)

7 財務大臣は、平成七年度から平成二十六年までの各年度において、当該年度の初日から毎月末までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を翌月末までに、当該年度中の豚肉等の輸入数量が第一項第一号又は第二号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合には、その旨及び第一号に係る発動日又は第二号に係る発動日（第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日）をその超えることとなった月の翌月末までに、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合には、その旨及び第二項

号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第八条の二第一項又は第三項の規定にかかわらず、別表第一の三第〇一〇三・九二号の(1)中「同表第一項第一号」とあるのは「同表第一項第二号」と、同表第〇二〇三・一一号の二の(1)中「同表第二項第一号」とあるのは「同表第二項第二号」と、同表第〇二〇三・一二号の二の(1)中「同表第三項第一号」とあるのは「同表第三項第二号」と、同表第〇二一〇・一一号の(1)中「同表第四項第一号」とあるのは「同表第四項第二号」と読み替えて適用する同表に定める税率とする。

一及び二 同上

2 平成七年度から平成二十五年までの各年度において、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（以下この条において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、生きている豚及び豚肉等のうちその超えることとなった月の翌々月の初日（以下この条において「第二項に係る発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、別表第一の八に定める税率とする。

3 6 同上

7 財務大臣は、平成七年度から平成二十五年までの各年度において、当該年度の初日から毎月末までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を翌月末までに、当該年度中の豚肉等の輸入数量が第一項第一号又は第二号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合には、その旨及び第一号に係る発動日又は第二号に係る発動日（第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日）をその超えることとなった月の翌月末までに、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合には、その旨及び第二項

に係る発動日（第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日）をその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

に係る発動日（第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日）をその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

（中華人民共和国の特定の貨物に係る緊急関税）

第七条の七 中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下この条において同じ。）を原産地とする特定の種類の貨物の輸入の増加（本邦の国内総生産量に対する比率の増加を含む。）の事実（以下この条において「中華人民共和国特定貨物の輸入増加の事実」という。）があり、当該貨物の輸入が、これと同種の貨物その他用途が直接競合する貨物の生産に関する本邦の産業に市場のかく乱を起し、又は起こすおそれがある事実（以下この条において「本邦の産業に起こす市場かく乱等の事実」という。）がある場合において、国民経済上緊急に必要があると認められるときは、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定第十二条1の規定に基づき中華人民共和国が世界貿易機関へ加入するため世界貿易機関との間において合意した条件を定めた議定書（以下この条において「加入議定書」という。）第十六節3の規定に基づき、政令で定めるところにより、貨物及び期間を指定し、次の措置をとることができる。

一 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、関税率法別表の税率（第二条、第七条の三第一項、第七条の四第一項、第七条の六第二項若しくは第三項又は第八条の二第一項若しくは第三項の税率の適用があるときは、その適用される税率とし、同法第九条第一項第一号又は第八項第一号の措置がとられている場合には、これらの措置による関税を含む率とする。以下この条において「一般税率」という。）による関税のほか、当該貨物の課税価格とこれと同種又は類似の貨物の本邦における適正

と認められる卸売価格（類似の貨物にあつては、当該貨物の性質及び取引方法の差異による価格の相違を勘案して合理的に必要と認められる調整を加えた価格）との差額から一般税率による関税の額を控除した額以下の関税を課すること。

二 指定された貨物について世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書（以下この条において「マラケシュ議定書」という。）又は世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定（以下この条において「一般協定」という。）に基づく条約において関税の譲許をしている場合において、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、その譲許を撤回し、又は一般税率（前号の措置がとられている場合には、同号の関税を含む率）の範囲内においてその譲許を修正し、その一般税率又は修正後の税率による関税を課すること。

2 前項の規定による措置は、市場のかく乱を防止し、又は救済するために必要な期間及び限度を超えるものであつてはならない。

3 政府は、中華人民共和国特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に起こす市場かく乱等の事実についての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、これらの事実の有無につき調査を行うものとする。

4 前項の調査は、当該調査を開始した日から一年以内に終了するものとする。ただし、特別の理由により必要があると認められる期間に限り、その期間を延長することができる。

5 政府は、第三項の調査が開始された場合において、その調査の完了前においても、十分な証拠により、中華人民共和国特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に起こす市場かく乱等の事

実を推定することができ、国民経済上特に緊急に必要があると認められるときは、加入議定書第十六節7の規定に基づき、政令で定めるところにより、貨物及び期間（二百日以内に限る。）を指定し、次の措置をとることができる。

一 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、一般税率による関税のほか、当該貨物の課税価格とこれと同種又は類似の貨物の本邦における適正と推定される卸売価格（類似の貨物にあつては、当該貨物の性質及び取引方法の差異による価格の相違を勘案して合理的に必要と認められる調整を加えた価格）との差額から一般税率による関税の額を控除した額以下の関税を課すること。

二 指定された貨物についてマラケシュ議定書又は一般協定に基づく条約において関税の譲許をしている場合において、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、その譲許を撤回し、又は一般税率（前号の措置がとられている場合には、同号の関税を含む率）の範囲内においてその譲許を修正し、その一般税率又は修正後の税率による関税を課すること。

6 政府は、第三項の調査が終了したときは、中華人民共和国特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に起こす市場かく乱等の事実があると決定される場合を除き、前項の規定により課された関税を速やかに還付しなければならない。

7 第一項の規定による措置がとられている場合において、同項の規定により指定された期間の満了後においても同項の規定により指定された貨物の輸入の増加による本邦の産業に起こす市場かく乱等の事実が継続すると認められるときは、政令で定めるところにより、同項の規定により指定された期間を延長することができる。

8| 第二項から第四項までの規定は、第一項の規定により指定された期間を前項の規定により延長する場合について準用する。

9| 第三項の調査（前項の規定により準用される第三項の調査を除く。以下この項において同じ。）その他の加入議定書第十六節2又は3の規定に係る調査の対象となつた貨物については、当該調査が終了した日から一年を経過した日以後でなければ、正当な理由がある場合を除き、第三項の調査を行うことができない。

10| 中華人民共和国において加入議定書第十六節2の規定による措置がとられた場合又はその他の国において加入議定書第十六節3若しくは7の規定による措置（第十六項において「関係国の措置」という。）がとられた場合において、これらの措置がとられたことによる中華人民共和国を原産地とする特定の種類の貨物の輸入の著しい増加（次項において「貿易転換」という。）が生じ、又は生ずるおそれがある事実（第十二項及び第十四項において「貿易転換等の事実」という。）があり、国民経済上緊急に必要があると認められるときは、加入議定書第十六節8の規定に基づき、政令で定めるところにより、貨物及び期間を指定し、次の措置をとることができる。

一| 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、一般税率による関税のほか、当該貨物の課税価格とこれと同種又は類似の貨物の本邦における適正と認められる卸売価格（類似の貨物にあつては、当該貨物の性質及び取引方法の差異による価格の相違を勘案して合理的に必要なと認められる調整を加えた価格）との差額から一般税率による関税の額（第一項第一号又は第五項第一号の措置がとられている場合には、これらの措置による関税の額を含む。）を控除した額以下の関税を課すること。

二| 指定された貨物についてマラケシュ議定書又は一般協定に基づく条約において関税の譲許をしている場合において、指定された

- 期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、その譲許を撤回し、又は一般税率（第一項第一号、第五項第一号又は前号の措置がとられている場合には、これらの措置による関税を含む率）の範囲内においてその譲許を修正し、その一般税率又は修正後の税率による関税を課すること。
- 11| 前項の規定による措置は、貿易転換を防止し、又は救済するため必要な期間及び限度を超えるものであってはならない。
- 12| 政府は、貿易転換等の事実についての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、当該事実の有無につき調査を行うものとする。
- 13| 前項の調査は、当該調査を開始した日から一年以内に終了するものとする。ただし、特別の理由により必要があると認められる期間に限り、その期間を延長することができる。
- 14| 第十項の規定による措置がとられている場合において、同項の規定により指定された期間の満了後においても貿易転換等の事実が継続すると認められるときは、政令で定めるところにより、同項の規定により指定された期間を延長することができる。
- 15| 第十一項から第十三項までの規定は、第十項の規定により指定された期間を前項の規定により延長する場合について準用する。
- 16| 関係国の措置がとられた場合における第十項の規定による措置は、当該関係国の措置が終了した日から三十日を経過する日までに解除するものとする。
- 17| 政府は、平成二十五年十二月十日までの間に限り、第一項、第五項又は第十項の規定による措置をとり、又は継続することができる。
- 18| 第一項又は第十項の規定による措置をとったときは、内閣は、遅滞なく、その内容を国会に報告しなければならない。

19 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(経済連携協定に基づく関税の緊急措置)

第七条の七 (省 略)

(経済連携協定に基づく関税の緊急措置)

第七条の八 同 上

(加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税)

(加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税)

第八条 加工又は組立てのため、平成二十九年三月三十一日までに本邦から輸出された貨物を原料又は材料とした次に掲げる製品（関税率法別表に定める税率が無税とされているものを除く。）で、その輸出の許可の日から一年（一年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超え税関長が指定する期間）以内に輸入されるものについては、政令で定めるところにより、当該製品の関税の額に、当該輸出された貨物が輸出の許可の際の性質及び形状により輸入されるものとした場合の課税価格に相当するものとして政令で定めるところにより算出する価格の当該製品の課税価格に対する割合を乗じて算出した額の範囲内において、その関税を軽減することができる。

第八条 加工又は組立てのため、平成二十六年三月三十一日までに本邦から輸出された貨物を原料又は材料とした次に掲げる製品（関税率法別表に定める税率が無税とされているものを除く。）で、その輸出の許可の日から一年（一年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超え税関長が指定する期間）以内に輸入されるものについては、政令で定めるところにより、当該製品の関税の額に、当該輸出された貨物が輸出の許可の際の性質及び形状により輸入されるものとした場合の課税価格に相当するものとして政令で定めるところにより算出する価格の当該製品の課税価格に対する割合を乗じて算出した額の範囲内において、その関税を軽減することができる。

一 四 (省 略)

一 四 同 上

2 (省 略)

2 同 上

別表第一の三 段階的に暫定税率の引下げを行う農産物等に係る暫定開税率表（第二条、第七条の三、第七条の六関係）

別表の番号	関税率率法	品名		税率	
		品	名	税率	率
(省略)		れるもの	でに輸入されるもの	平成七年四	平成七年四
				月一日から	平成八年四
				月一日から	平成九年四
				月一日から	平成一〇年
				四月一日か	平成一一年
				四月一日か	平成一二年

別表第一の三の二 生きている豚及び豚肉等に係る基準輸入価格表（第七条の六関係）

別表第一の三の二	生きている豚及び豚肉等に係る基準輸入価格表（第七条の六関係）	品名		基準輸入価格	
		品	号	基準輸入価格	率
(省略)		れるもの	でに輸入されるもの	平成七年四	平成七年四
				月一日から	平成八年四
				月一日から	平成九年四
				月一日から	平成一〇年
				四月一日か	平成一一年
				四月一日か	平成一二年

別表第一の六 輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急加算開税率表（第七条の三関係）

別表第一の六	輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急加算開税率表（第七条の三関係）	品名		税率	
		品	目	税率	率
(省略)		れるもの	でに輸入されるもの	平成七年四	平成七年四
				月一日から	平成八年四
				月一日から	平成九年四
				月一日から	平成一〇年
				四月一日か	平成一一年
				四月一日か	平成一二年

別表第一の八 生きている豚及び豚肉等に係る開税の緊急措置に係る暫定開税率表（第七条の六関係）

別表第一の三 段階的に暫定税率の引下げを行う農産物等に係る暫定開税率表（第二条、第七条の三、第七条の六関係）

別表の番号	関税率率法	品名		税率	
		品	名	税率	率
同上		れるもの	でに輸入されるもの	平成七年四	平成七年四
				月一日から	平成八年四
				月一日から	平成九年四
				月一日から	平成一〇年
				四月一日か	平成一一年
				四月一日か	平成一二年

別表第一の三の二 生きている豚及び豚肉等に係る基準輸入価格表（第七条の六関係）

別表第一の三の二	生きている豚及び豚肉等に係る基準輸入価格表（第七条の六関係）	品名		基準輸入価格	
		品	号	基準輸入価格	率
同上		れるもの	でに輸入されるもの	平成七年四	平成七年四
				月一日から	平成八年四
				月一日から	平成九年四
				月一日から	平成一〇年
				四月一日か	平成一一年
				四月一日か	平成一二年

別表第一の六 輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急加算開税率表（第七条の三関係）

別表第一の六	輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急加算開税率表（第七条の三関係）	品名		税率	
		品	目	税率	率
同上		れるもの	でに輸入されるもの	平成七年四	平成七年四
				月一日から	平成八年四
				月一日から	平成九年四
				月一日から	平成一〇年
				四月一日か	平成一一年
				四月一日か	平成一二年

別表第一の八 生きている豚及び豚肉等に係る開税の緊急措置に係る暫定開税率表（第七条の六関係）

(省略)	別表の番号	関税定率法				
	品名					
	れるもの	平成七年四月一日から	平成八年三月三十一日まで	平成九年三月三十一日まで	平成一〇年三月三十一日まで	平成一一年三月三十一日まで
	れるもの	平成八年三月三十一日まで	平成九年三月三十一日まで	平成一〇年三月三十一日まで	平成一一年三月三十一日まで	平成一二年三月三十一日まで
	されるもの	平成一〇年三月三十一日まで	平成一一年三月三十一日まで	平成一二年三月三十一日まで	平成一三年三月三十一日まで	平成一四年三月三十一日まで
	の	平成一〇年四月一日から	平成一一年四月一日から	平成一二年四月一日から	平成一三年四月一日から	平成一四年四月一日から
	の	平成一一年四月一日から	平成一二年四月一日から	平成一三年四月一日から	平成一四年四月一日から	平成一五年四月一日から

同上	別表の番号	関税定率法				
	品名					
	れるもの	平成七年四月一日から	平成八年三月三十一日まで	平成九年三月三十一日まで	平成一〇年三月三十一日まで	平成一一年三月三十一日まで
	れるもの	平成八年三月三十一日まで	平成九年三月三十一日まで	平成一〇年三月三十一日まで	平成一一年三月三十一日まで	平成一二年三月三十一日まで
	されるもの	平成一〇年三月三十一日まで	平成一一年三月三十一日まで	平成一二年三月三十一日まで	平成一三年三月三十一日まで	平成一四年三月三十一日まで
	の	平成一〇年四月一日から	平成一一年四月一日から	平成一二年四月一日から	平成一三年四月一日から	平成一四年四月一日から
	の	平成一一年四月一日から	平成一二年四月一日から	平成一三年四月一日から	平成一四年四月一日から	平成一五年四月一日から

○ 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）（附則第二項関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（相殺関税等が還付される場合の消費税の還付） 第十四条 輸入された課税物品のうち次に掲げる規定により当該課税物品に係る関税額の全部又は一部が還付されるものについては、当該還付される関税額に係る消費税額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額を還付する。 一〜三 （省 略）</p> <p>四 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の七第八項（経済連携協定に基づく特定の貨物に係る暫定緊急措置に係る関税の還付）</p> <p>2 及び 3 （省 略）</p>	<p>（相殺関税等が還付される場合の消費税の還付） 第十四条 同 上</p> <p>一〜三 同 上</p> <p>四 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の七第六項（中華人民共和国の特定の貨物に係る暫定緊急関税の還付）</p> <p>五 関税暫定措置法第七条の八第八項（経済連携協定に基づく特定の貨物に係る暫定緊急措置に係る関税の還付）</p> <p>2 及び 3 同 上</p>